

概要版

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる



島根創生 はじまります。

令和2年度～令和6年度

しまねっ子 すくすくプラン

(しまね子育てトータル支援プラン)

島根県次世代育成支援行動計画

島根県子ども・子育て支援事業支援計画

島根県ひとり親家庭等自立支援計画



令和2年4月

島根県

計画策定の趣旨

全国的に少子化が進む中、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法などいわゆる子ども・子育て関連 3 法が制定され、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。島根県においても、平成 27 年 3 月に「しまねっ子すくすくプラン（島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画）」を策定し、少子化対策や子ども・子育て支援施策などを推進してきました。

このたび、平成 27 年策定の「しまねっ子すくすくプラン」が令和元年度で計画期間満了を迎えることから、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策、ひとり親家庭等自立支援をより一層推進し、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現していくための今後 5 年間の指針として、新たな「しまねっ子すくすくプラン」を策定しました。

計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）

この計画は、

次世代育成支援対策推進法 第 9 条第 1 項に基づき、

全ての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容

子ども・子育て支援法 第 62 条第 1 項の規定に基づき、

国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援計画の達成に資するため、広域的な見地から、教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関する必要な内容

母子及び父子並びに寡婦福祉法 第 12 条第 1 項に基づき、

ひとり親家庭等の自立支援を図る施策を計画的、総合的に進めるために必要な内容を定めるものです。

また、この計画は、**島根創生計画**（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）をはじめ、「しまね青少年プラン」、「島根県社会的養育推進計画」、「島根県保健医療計画」、「島根県地域福祉支援計画」、「島根県子どものセーフティネット推進計画」、「島根県障がい者基本計画」、「島根県障がい児福祉計画」、「しまね教育ビジョン 21」等、他の県計画との整合性を図りながら、施策を推進するものです。

計画の期間

計画の期間は、令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 5 年間とします。



目指す社会像

島根で育つ「子どもの最善の利益」が実現される社会

県民だれもが「子育てするなら島根」と感じられる社会

島根には、多くの地域で、豊かな自然や優れた伝統・文化がしっかりと継承され、都市部では失われてしまった地域社会でのつながりや、温かな人間関係が連綿と受け継がれています。

島根の子どもたちは、豊かな自然のもとで成長し、先人によって培われた優れた文化や伝統を継承・発展させ、地域を振興し、豊かな感性や温かい愛情を次代へと伝え、島根の未来を担う地域の宝です。

この地域の宝を守り育むことは、私たち県民全ての課題であり、県を挙げて取り組んでいかなければなりません。

このため、島根で育つ子どもの最善の利益が実現される社会、県民だれもが子育てするなら島根と感じられる社会の実現に向けて、県民の皆様や関係団体、企業・NPO法人などとも幅広く協働して官民一体となった取組を進めます。

計画の基本理念

目指す社会像の実現に向け、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

企業、NPOその他の団体、地域住民などと密接な連携のもとに協働し、一体となって子育て・子どもの育ちを支援する島根らしさを活かした地域づくりを進めます。

基本理念 II しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

次代を担う子どもが、「生きる力」を身につけ、自らの可能性を開花できるような自立した若者に成長し、責任感と意欲を持って次代の社会や家庭を担っていけるよう、家庭、学校や地域、団体、企業等と連携・協力しながら、子どもの健やかでたくましい育ちを支える取組を進めます。

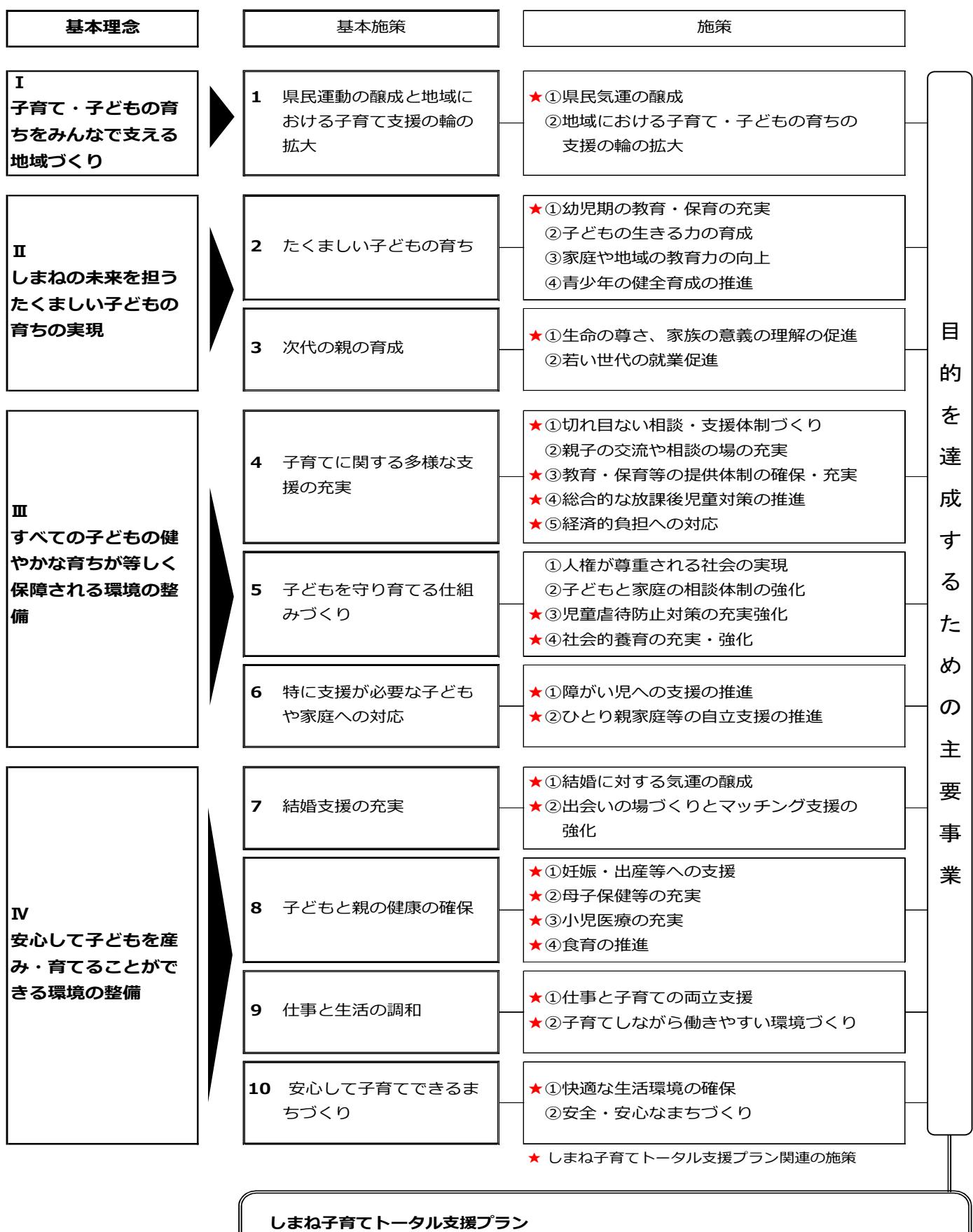
基本理念 III すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

児童の権利に関する条約の趣旨を十分に踏まえ、子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進します。また、住んでいる地域、保護者の就労状況、家庭環境、障がいの有無等に関わらず、全ての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進めます。

基本理念 IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

子育てに対する不安や負担への対応を進め、結婚し、子どもを産み育てたいと願う全ての人が、安心と喜びと誇りをもって子育てできるよう、行政や団体、企業、ボランティアが連携・協働しながら安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備を図ります。

施策の展開



しまね子育てトータル支援プラン

～島根創生計画 第1編 II-1 「結婚・出産・子育てへの支援」～

計画の基本施策

本計画の基本理念に基づき、次のとおり基本施策と施策を定め、総合的に推進します。

基本施策 1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

家庭、学校、地域、行政等、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていくよう、気運の醸成を図ります。

また、民間の子育て支援活動の促進を図るなど、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支援する輪（ネットワーク）の拡大を図ります。

〈施策〉

①県民気運の醸成 **【拡充】**

 全県的広報・啓発の充実

②地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大

 民間の子育て支援活動の推進、世代間交流の促進 など

基本施策 2 たくましい子どもの育ち

次代を担う子どもたちが、しまねの自然や地域の人々との触れ合いや、幼児教育、義務教育及び高校教育等を通して、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、家庭・地域・学校のそれぞれが適切な役割分担の下に取組を進めるとともに、家庭や地域の教育力向上を図ります。

また、青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、非行防止活動を展開するなど、青少年の健全育成の取組を進めます。

〈施策〉

①幼児期の教育・保育の充実

 幼児教育総合推進事業

②子どもの生きる力の育成

 基礎学力の育成、ふるさと教育の推進、未来を拓く県立学校づくりの推進 など

③家庭や地域の教育力の向上

 地域の教育力向上への支援、子ども読書活動の推進 など

④青少年の健全育成の推進

 青少年を健やかに育む意識向上事業、非行防止対策の推進 など

基本施策 3 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てるこの意義に関する理解が深まるよう、各分野が連携し、教育・広報・啓発等の取組を進めます。

また、若年者が自立して家庭を持てるようにするために、若者の就業促進の取組を進めます。

〈施策〉

①生命の尊さ、家庭の意義の理解の促進

 学校教育における家庭や家庭生活等に関する学習の実施 など

②若い世代の就業促進

- 就職指導の充実、県内就職の促進 など

基本施策 4 子育てに関する多様な支援の充実

子どもを産み育てたいと願う全ての人が、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、安心して楽しく子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援の充実、経済的負担への対応により、子育てに関する様々な不安感、負担感の軽減を図ります。

また、質の高い子育て支援を行うために、幼稚園教諭、保育士、子育て支援員、放課後児童支援員等の人材確保、子育て支援に携わる者の資質向上のための取組を進めます。

〈施策〉

①切れ目ない相談・支援体制づくり 【新規】

- しまね結婚・子育て市町村交付金事業、結婚・子育て等に関する情報提供の充実 など

②親子の交流や相談の場の充実

- 子どもと家庭電話相談室の設置、外国人子育て家庭や妊産婦への支援の促進 など

③教育・保育等の提供体制の確保・充実

- 地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保 など

④総合的な放課後児童対策の推進 【新規】

- 主な事業 放課後児童健全育成の推進 など

⑤経済的負担への対応 【拡充】

- 保育料の軽減、子どもの医療費負担の軽減、特定不妊治療費の助成 など

基本施策 5 子どもを守り育てる仕組みづくり

子どもたちの人権を守り、子どもにとって最善の利益が図られるよう、子どもと家庭の相談体制の強化を図ります。

また、虐待を受けた子ども、社会的養育が必要な子どもなど、様々な困難を抱える全ての子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立していくよう支援の充実に努めます。

〈施策〉

①人権が尊重される社会の実現

- 人権教育・啓発の推進、職員研修の充実

②子どもと家庭の相談体制の強化

- 児童相談所の専門性の向上、特別支援学校センター的機能の充実 など

③児童虐待防止対策の充実強化

- 児童虐待の早期発見・早期対応のための機能強化 など

④社会的養育の充実・強化

- 里親委託等の推進 など

基本施策 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

障がいのある子どもやひとり親家庭等、特に支援が必要な子どもや家庭への支援について、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、広域的な観点から総合的な取組を進めます。

〈施策〉

①障がい児への支援の推進

■ 発達障がい児支援体制の整備、放課後児童クラブの障がい児受入れ推進 など

②ひとり親家庭等の自立支援の推進 【拡充】

■ 子どもの生活・学習支援、経済的支援の充実 など

基本施策 7 結婚支援の充実

家庭を持つことのすばらしさを独身の男女に伝えることで、結婚に対する気運の醸成を図ります。

また、しまねで出会い、結婚し、家庭を持ちたいと願う人の希望がかなえられるよう、出会いの場づくりの取組の拡充を図ります。

〈施策〉

①結婚に対する気運の醸成

■ 子どもの未来デザイン講座の実施 など

②出会いの場づくりとマッチング支援の強化 【拡充】

■ 市町村における結婚支援への取組の強化、相談・マッチング機能の充実

基本施策 8 子どもと親の健康の確保

全ての親と子が健やかに暮らすためには、妊娠期から子育て期を通じた親子の健康の確保が重要となります。

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境整備の一環として、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、乳幼児の健康支援や周産期医療等の母子保健、妊娠・出産等への支援、小児医療の充実を進めます。

〈施策〉

①妊娠・出産等への支援 【拡充】

■ 妊娠・出産等の正しい知識の普及、不妊専門相談事業の実施 など

②母子保健等の充実 【拡充】

■ 周産期医療の充実、産前・産後のサポート体制の充実 など

③小児医療の充実

■ 小児医療提供体制の充実、子ども医療電話相談の実施 など

④食育の推進

■ 食育に関する体験活動の実施、学校における食育の推進 など



基本施策 9 仕事と生活の調和

仕事と生活の調和を推進するため、男女が共に仕事と家庭を両立させ、家庭や子育てに対する責任と役割を十分に果たすことができるよう、子育てしながら働きやすい環境づくりを進めるとともに、職場優先の意識改革や固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めます。

〈施策〉

①仕事と子育ての両立支援

離転職者等の就労支援の実施 など

②子育てしながら働きやすい環境づくり 【拡充】

男女共同参画の理解の促進、子育て等や仕事に取り組むことができる環境づくり など

基本施策 10 安心して子育てできるまちづくり

妊娠婦や子ども、子育て家庭が安心して外出できる地域環境を確保するため、公共施設や建築物等のバリアフリー化や公園の整備など、子育てに適した生活環境の整備を進めます。

また、防犯設備の整備や地域におけるパトロール活動、通学路や未就学児の移動経路等における交通安全施設の整備等を通して、子どもが犯罪や事故に遭わないような安全・安心なまちづくりを進めます。

〈施策〉

①快適な生活環境の確保

乳幼児連れ家族が安心して外出できる環境の整備、安全で快適な住宅の供給 など

②安全・安心なまちづくり

未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全対策の推進 など

教育・保育の量の見込み・提供体制の確保の内容及び実施時期

〈島根県全体〉 (注1)

(単位：人)

認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号 注2)	量の見込み	3,418	3,337	3,131	3,026	2,974
	確保方策	6,650	6,646	6,640	6,640	6,640
	過不足	3,232	3,309	3,509	3,614	3,666
2号 注3)	量の見込み	12,878	12,649	12,042	11,749	11,594
	確保方策	12,789	12,795	12,742	12,741	12,888
	過不足	▲ 89	146	700	992	1,294
3号 注4)	量の見込み	10,175	10,057	10,220	10,174	10,132
	確保方策	10,959	11,044	11,068	11,039	11,252
	過不足	784	987	848	865	1,120

注1) 各市町村子ども・子育て支援事業計画に定める数値の合計

注2) 満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号以外のもの（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号）

注3) 満3歳以上の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号）

注4) 満3歳未満の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号）

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保の内容及び実施時期

<島根県全体> 注5)

利用者支援事業	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（箇所）	25	25	25	25	25
	確保方策（箇所）	24	25	25	25	25
	過不足	▲ 1	0	0	0	0
延長保育事業	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（人）	9,904	9,743	9,579	9,413	9,254
	確保方策（人）	10,155	9,996	9,833	9,663	9,491
	過不足	251	253	254	250	237
放課後児童健全育成事業	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（人）注6)	9,732	9,823	9,876	9,810	9,732
	確保方策（人）	10,061	10,237	10,391	10,494	10,574
	過不足	329	414	515	684	842
子育て短期支援事業	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（人）	356	352	348	341	337
	確保方策（人）	356	352	348	341	337
	過不足	0	0	0	0	0
乳児家庭全戸訪問事業	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（人）	4,850	4,790	4,748	4,715	4,668
養育支援訪問事業	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（人）	548	544	541	539	534
子育て支援拠点事業	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（延べ人数）	239,712	231,749	225,757	219,959	215,153
	確保方策（箇所）	56	56	56	56	56
一時預かり事業 (幼稚園型)	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（延べ人数）	175,068	174,499	173,776	171,858	171,301
	確保方策（延べ人数）	200,406	200,297	199,862	199,613	199,517
	過不足	25,338	25,798	26,086	27,755	28,216

注5) 各市町村子ども・子育て支援事業計画に定める数値の合計

注6) 量の見込みには、潜在的なニーズは含まれていない

一時預かり事業 (幼稚園型以外)	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（延べ人数）	52,543	52,256	51,864	51,506	51,148
	確保方策（延べ人数）	52,646	52,359	52,087	51,729	51,371
	過不足	103	103	223	223	223
病児保育事業	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（延べ人数）	14,056	14,103	13,919	13,760	13,624
	確保方策（延べ人数）	15,228	15,279	15,627	15,482	15,344
	過不足	1,172	1,176	1,708	1,722	1,720
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業(就学後))	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み（延べ人数）	6,867	6,846	6,832	6,805	6,789
	確保方策（延べ人数）	7,035	7,010	7,048	7,018	7,006
	過不足	168	164	216	213	217
妊婦に対する健康診査	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	対象者数（人）	5,013	4,952	4,909	4,849	4,801
	健診回数（延べ）	63,691	62,902	62,334	61,556	60,921

保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保及び資質の向上に必要な支援

●人材確保の取組

保育ニーズや保育現場で抱える課題に応え、保育士確保のための様々な取組を、関係機関と連携しながら積極的に進めます。

●職員の資質の向上

質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施に当たって基本となるのは人材であることから、幼稚園教諭、保育士等の専門性を高める等、資質の向上を図る必要があります。また、離職防止のための研修の実施等、保育士の職場定着を図る必要があります。

幼児教育センターを中心に、園内研修の支援や研修会の開催により、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上に取り組みます。

しまねっ子すくすくプラン（令和2年4月）

発行 島根県健康福祉部子ども・子育て支援課
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL:0852-22-6869
E-mail:kodomo@pref.shimane.lg.jp

この概要版に使用しているイラストは、江津市出身の故・佐々木恵未さんの童話集から許諾を得て使用しています。佐々木さんのイラストは、しまね子育て応援パスポート CoccoLo (こっころ) にも使用されており、子育てを社会全体で温かく応援する象徴として、県民の皆様に親しまれています。